

Q&Aで事前チェックを！

市では、2月16日(水)から3月15日(火)まで『平成23年度市民税・県民税申告』と『平成22年分所得税の確定申告(還付申告などの簡易な申告のみ)』の申告相談を行います。事前に準備が必要な書類やお問い合わせの多いことについてご案内しますので、ご確認をお願いします。相談日程等については、次号でお知らせします。

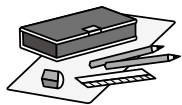
なお、所得税の還付を受けるための申告書は、1月4日(火)から本庄税務署に提出することができます。2月16日(水)以降は申告会場が非常に込み合いますので、還付申告をする人は早めにご申告してください。

★課税課 ☎251123

Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか？

A 収入や所得がなくても、次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。

- ① 16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ② 介護保険加入者
- ③ 後期高齢者医療保険加入者
- ④ 市営・県営住宅入居者
- ⑤ 所得・課税証明書が必要な人
- ⑥ 年末調整、確定申告等で、市内に住む親族の扶養になっ
ていない人



Q 申告では、どのような書類が必要ですか？

A 次の書類をお持ちください。

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票等の収入の証明となるもの(事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書)
- ③ 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料等の控除を受ける人は、領収書又は証明書等

※国民年金保険料を控除にとる人は、日本年金機構から送付されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など



Q 確定申告をして、所得税が非課税となりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか？

A 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも、所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。このため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、扶養控除などを忘れずに申告してください。

Q 営業収入等の収支内訳書は市で作成してもらえますか？

A 作成はしません。営業収入、農業収入、不動産収入

入等のある人は、申告の前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書が作成されていないと、申告を受け付けることができませんので、ご注意ください。

Q 医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」(※1)が必要です。事前に診療を受けた人ごと・医療機関ごとの計算書を作成してください。収支内訳書と同様に、市では計算や明細書の作成は行いません。

なお、健康保険、生命保険の制度等からの補てん金分は、医療費から差し引かれます。また、市役所で申告した場合、医療費の領収書はお返しできませんのでご了承ください。

※1 「医療費の明細書」は、市ホームページからダウンロードするか、又は、課税課市民税係・市民福祉課税務係の窓口で配布しています。

※今年度から「医療費の明細書」について、広報1月号との同時配布を行わないことになりましたので、ご了承ください。

税務署の申告相談会場はこちらです

本庄税務署 申告相談会場

本庄市駅南2-25-16 ☎2111 (自動音声案内)

開設期間 1月31日(月)～3月31日(木) (土・日・祝日は除く)

受付時間 午前9時～午後4時

- ・所得税の確定申告期限は3月15日(火)です。
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は3月31日(木)です。



平成22年分の還付申告（医療費控除・年金所得）説明会を開催

説明を聞きながら確定申告書を作成し、その会場で提出していただくことができます。

【日時と会場】

開催日時（説明開始）	開催会場	説明会の対象となる人
2月1日(火) 午前10時～	本庄市中央公民館	給与所得者の医療費控除
2月1日(火) 午後2時～	本庄市中央公民館	年金所得者
2月2日(水) 午前10時～	上里町役場4階	給与所得者の医療費控除
2月2日(水) 午後2時～	上里町役場4階	年金所得者

*各説明会とも、上記日時の**30分前から受付を開始**します。説明開始後の入場はご遠慮ください。

*説明時間は約2時間を予定しています。

【説明会の対象となる人】

《医療費控除》 給与所得者で年末調整が済んでおり、その給与以外に所得がない人で、「医療費控除」を受け取る人を対象とします。（説明に従って計算・記入していただきます。）

《年金所得者》 公的年金の受給者で年金・給与以外の所得のない人のうち、申告書の作成ができない人を対象とします。（説明に従って計算・記入していただきます。）

【当日持参するもの】

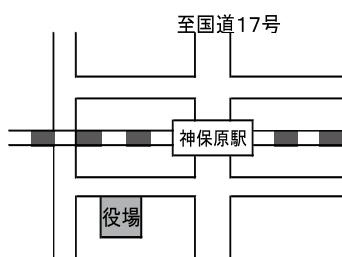
- 《共通》・印鑑、電卓等の計算機、筆記用具、のり
 - ・還付金の振込口座の分かるもの（メモ等）〔注：申告者本人名義の口座に限ります。〕
- 《医療費控除》・平成22年分給与所得の源泉徴収票（原本）〔源泉徴収税額がないと還付金が発生しません。〕
 - ・医療費の領収書（※1）
 - ・保険金などで補てんされた金額の分かるもの
- 《年金所得者》・平成22年分年金・給与の源泉徴収票（原本）〔源泉徴収税額がないと還付金が発生しません。〕
 - ・税務署から1月下旬に確定申告書が送付されている人は、その申告書用紙
 - ・源泉徴収票に記載されたもの以外の社会保険料・生命保険料・地震保険料等の各種証明書
 - ・医療費控除を受ける人は医療費の領収書（※1）

※1 医療費控除を受ける人は、「医療費の明細書」の提出が必要です。「医療費の明細書」は本庄市ホームページでダウンロードするか、本庄税務署個人課税部門・本庄市役所課税課市民税係・児玉総合支所市民福祉課税務係の窓口で配布していますので、事前に作成をお願いします。

還付申告説明会会場案内図

上里町役場4階 上里町大字七本木982

本庄市中央公民館 本庄市北堀1422



この説明会は、本庄税務署・本庄市・美里町・神川町・上里町・税理士会本庄支部の共同開催です。
説明会のお問い合わせは、本庄税務署個人課税部門 ☎2111（自動音声案内）へお願いします。